

西和賀町内部統制基本方針

西和賀町は、将来にわたって行政サービスを安定的、持続的に提供し、町民に信頼される町政を継続するため、地方自治法第 150 条第 2 項の規定に基づき、内部統制の方針を次のように定め、今後は、この方針に基づき内部統制体制の整備及び運用に取り組めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務上のリスクを把握しその対策を講じるなど、業務上のリスクを管理することで、効率的かつ効果的な業務遂行に取り組めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、適正な手続により財務報告等を作成するとともに、その情報の適切な保存及び管理に取り組めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員研修などを通じて法令遵守意識の徹底を図り、職員一人ひとりが業務に関わる法令などを十分に理解し、遵守することにより、適正な業務執行を確保します。

(4) 資産の保全

町が保有する資産を適正に管理するため、正当な手続及び承認の下に、取得、使用及び処分を行います。

2 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、予算の執行状況及び不用額に関する事務とします。

3 内部統制に関する報告

内部統制の取組について毎年度評価を行い、監査委員に報告し、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行い連携を図ります。

4 方針の見直し

内部統制体制の整備及び運用状況、監査委員からの指摘等を踏まえ、必要に応じ本方針の見直しを行います。

令和 6 年 3 月 29 日

西和賀町長 内記和彦